

意外と知らない お墓の法律



皆さんはお墓について、
疑問やお悩み事はございますか？

今回からはお墓についての豆知識やお役立ち情報などをお伝えいたします！

四十九日法要や香典返し、仏壇・墓地の相談など、
葬儀後の手続きも、地域の葬儀社「市兵衛」にお気軽にご相談ください！

5

死亡届は、死亡したことを
知った日から7日以内に
故人の本籍地・死亡地・
または届出人の住所地の
市区町村の
役場に提出
します。



1

まず、「埋葬又は焼骨の埋蔵は
墓地以外の区域に
行っては
ならない」
「火葬は火葬場
以外の施設で
行ってはならない」
という法律があり…



「墓地外の埋葬等の禁止」

6

死亡届を提出すると、
役場から「火葬許可証」が
交付され、火葬後に
火葬場から「埋葬許可証」として
返却されます。



「火葬許可証」
↓
「埋葬許可証」

2

「墓地、埋葬等に関する法律」
通称「墓埋法」



市兵衛スタッフ

葬祭ディレクター1級！

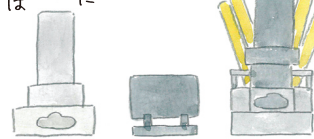
7

ご心痛の中、
葬儀の準備や各方面の対応を
されるご遺族様にとって、
必要な書類等を揃えて提出する
この届出は大変な作業です。



3

「墓地」の設営も、
都道府県知事の
認可を受けて
設けると
決められています。
つまり、勝手に
納骨や、一旦納めた
お骨を出したり、
墓地を設営したりは
できないということです。

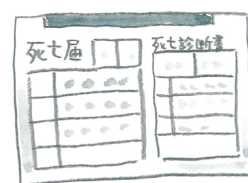


8

これら書類の提出は代理人が
行うこともできるため、
市兵衛では代行しております。
お気軽に
お申し付け
ください。
お墓・納骨堂に
ついてもお気軽に
ご相談ください。



4



「死亡届」は医師が作成する
「死亡診断書」や
「死体検案書」と
セットになっています

なお、お墓に納骨する際には
「埋葬許可証」が必要で、
これは死亡届と火葬許可証の
手続きを経て取得します。